

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。附則において「指定介護予防支援等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 雑則(第三十三条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。))第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る。)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第十八条の二(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十二條(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十六条(第三十二条において準用する場合に限る。)、並びに第二十六条の二(第三十二条において準用する場合に限る。))の規定による基準</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。))第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る。)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十二條(第三十二条において準用する場合に限る。)、並びに第二十六条(第三十二条において準用する場合に限る。))の規定による基準</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二</p>

号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十八条の二、第二十条の二、第二十二條、第二十六條並びに第二十六條の二の規定による基準

五 (略)

第一条の二 (略)

2 3 4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 3 五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(勤務体制の確保)

第十八条 (略)

2 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超

号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第二十二條並びに第二十六條の規定による基準

五 (略)

第一条の二 (略)

2 3 4 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 3 五 (略)

六 (新設)

(略)

(勤務体制の確保)

第十八条 (略)

2 3 (略)

(新設)

えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するた
めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発
生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた
めの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務
継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画に
ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し
なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを
行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の
各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん
延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その
他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活
用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回
以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹
底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん
延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感
染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

(新設)

(新設)

(揭示)

第二十一条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第二十六条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその

再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一(八) (略)

九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という

(揭示)

第二十一条 (略)

(新設)

(新設)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一(八) (略)

九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という

。を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十〇二十八（略）

第六章 雑則

（電磁的記録等）

第三十三条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十条第二十六号（第三十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交

。を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十〇二十八（略）

（新設）

（新設）

付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができる方法）によることができる。